

神奈川県ホームヘルプ協会・〇〇事業所
障害福祉サービス運営規程

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人神奈川県ホームヘルプ協会が開設する神奈川県ホームヘルプ協会・県央（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護・指定重度訪問介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴・排泄及び食事等の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、自ら提供する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
- 5 事業の実施にあたっては、前四項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称	神奈川県ホームヘルプ協会・県央	神奈川県ホームヘルプ協会・湘南
二 所在地	海老名市国分南 1-2-16 チサンマンション海老名 503	藤沢市鵜沼橋 1-3-11 フレックスハウス鵜沼 2-B

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者を兼務）
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 2名以上（事業所の規模による）
- サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

3 従業者

	県央		湘南	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
専任	0	0	0	0
兼任	2 以上	10 人以上	4 人以上	15 人以上

従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする
ただし、12月29日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
ただし、サービス提供は午前7時から午後9時までとする
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。（年中無休）
- 4 年間の休日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

（居宅介護）

- 1 身体障害者
- 2 知的障害者
- 3 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- 4 難病等対象者
- 5 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）

（重度訪問介護）

- 1 重度肢体不自由者

（事業の内容）

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画・重度訪問介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
 - ①食事の介護
 - ②排泄の介護
 - ③入浴の介護
 - ④通院介助（身体介護を伴う場合）
 - ⑤その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 3 家事援助に関する内容
 - ①調理
 - ②洗濯
 - ③掃除

④通院介助（身体介護を伴わない場合）

⑤その他日常生活を営むために必要な家事の援助

4 生活等に関する相談及び助言

5 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴・排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

6 その他生活全般にわたる援助

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、こども家庭庁及び厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

①事業所の実施地域を超える地域から片道概ね1kmあたり 30円

②事業所の実施地域を超える地域から片道概ね10km以上 10kmごとに200円

4 事業所は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

県央	湘南
海老名市、綾瀬市	藤沢市、鎌倉市

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業所の訪問介護員は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供中に利用者の病状の急変・その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情解決）

第 12 条 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、県及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県及び市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （２）成年後見制度の利用支援
- （３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （４）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の年 1 回以上の開催及びその結果について従業者への周知徹底

（身体的拘束等の禁止）

第 15 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - （１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする)を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第16条 事業において、感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護・虐待の防止等の内容を含む)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する記録及び従業者、設備・備品、会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を当該指定居宅介護及び当該指定重度訪問介護の完結した日から5年間保存しなければならない。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 神奈川県ホームヘルプ協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。